

# 中川村耐震改修促進計画

平成 20 年 6 月 策定  
平成 28 年 4 月 改訂  
令和 3 年 4 月 改訂

中川村

# 目 次

## はじめに

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1 計画の目的              | 1 |
| 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係 | 1 |
| 3 計画期間               | 2 |
| 4 耐震化の必要性            | 2 |
| 5 本計画の対象とする建築物       | 5 |

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況  | 6  |
| 2 耐震化の現状                 | 14 |
| 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定 | 17 |
| 4 公共建築物の耐震化の目標           | 18 |

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針        | 21 |
| 2 住宅等の耐震性に関する県民の意識              | 22 |
| 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策        | 25 |
| 4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 | 26 |
| 5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要     | 27 |
| 6 地震発生時に通行を確保すべき道路              | 27 |
| 6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策       |    |

## 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 地震ハザードマップの作成及び公表           | 29 |
| 2 相談体制の整備及び情報提供の充実           | 29 |
| 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会開催 | 29 |
| 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導          | 29 |
| 5 自治会等との連携                   | 29 |
| 6 耐震改修促進税制等の周知               | 30 |

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携        | 31 |
| 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する所管行政庁との連携 | 31 |

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要 | 32 |
| 2 その他                       | 32 |

|         |       |
|---------|-------|
| 別表1～別表2 | 33～34 |
|---------|-------|

|       |    |
|-------|----|
| 緊急輸送路 | 35 |
|-------|----|

## はじめに

### 1 計画の目的

村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的とし、令和3年4月に中川村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

### 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。また、本村における他の計画（中川村第6次総合計画、中川村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

#### (1) 「中川村第6次総合計画」（令和2年3月）

令和2年3月に策定された「中川村第6次総合計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）」において、「第3編 前期基本計画 第3章 防災・減災、安全分野 第1節 災害に強い地域づくりの推進」の中で、一般住宅の耐震化を推進することとしています。

#### (2) 「中川村地域防災計画」（令和3年3月修正）

中川村地域防災計画の震災対策編において、「第1章 地震に強い村づくり 第1節 地震に強い村づくり 第3 計画の内容 2 地震に強い村づくり」の中で、建築物等の耐震化について定めています。

具体的には、

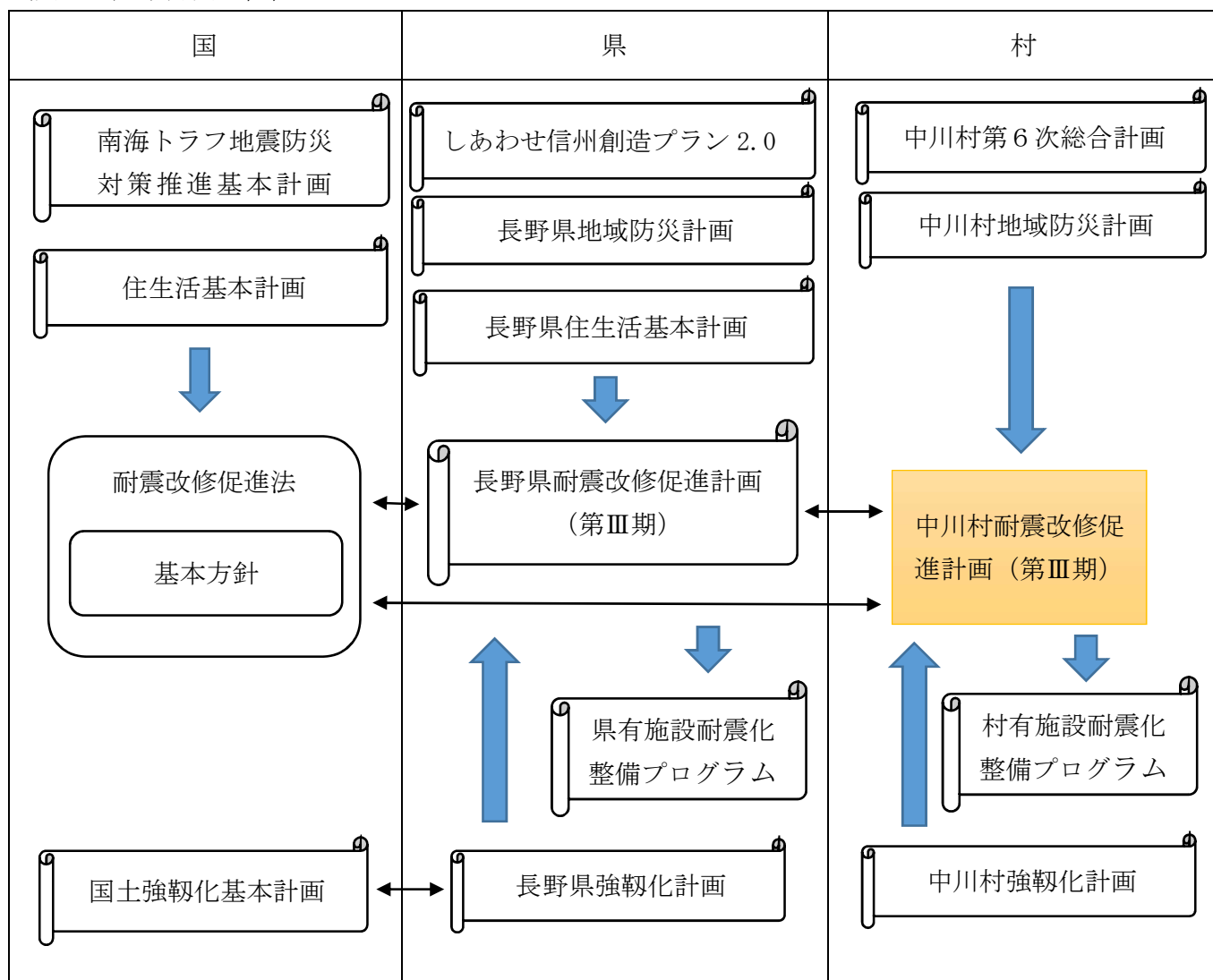
- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実務に努める。
- (イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

こととしています。

#### (3) 「中川村国土強靱化地域計画」（令和2年12月）

令和2年12月に策定された「中川村国土強靱化（計画期間：令和2年度～令和6年度）」において、「第4章 対応方策」の中で、一般住宅の耐震診断や耐震改修の広報啓発活動及び支援措置が必要としています。

(図－１) 本計画の位置づけ



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、前計画（平成28年4月策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

### 4 耐震化の必要性

#### (1) 地震は、いつ・どこでおいても不思議でない状況

平成16年10月新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては瞬に被害

が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



長野県北部の地震 (H23.3.12)



長野県中部の地震 (H23.6.30)



長野県神城断層地震 (H26.11.22)

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約 9 割は建物の倒壊によるもの

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

- a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
- b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
- c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成 27 年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成 31 年 1 月 1 日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

### (3) 要安全確認計画記載建築物

### (4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの  
（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

### (5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村有建築物を対象とします。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生 of 想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震の30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあつては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表1-2）。

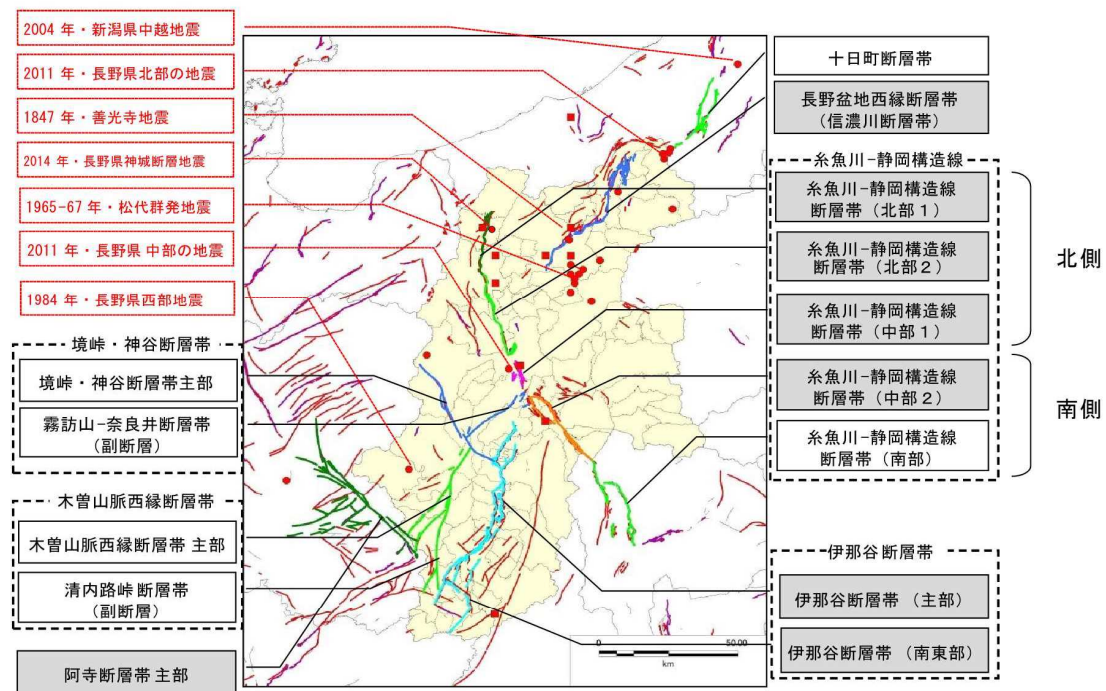
（表1-1）想定地震等の概要

| 種類          | 地震名                |    | 参考モデル              | 長さL<br>(km) | マグニチュード |      | 備考         |
|-------------|--------------------|----|--------------------|-------------|---------|------|------------|
|             |                    |    |                    |             | Mj      | Mw   |            |
| 内陸型（活断層型）地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震       |    | 地震調査委員会(2009)      | 58          | 7.8     | 7.1  | 4ケース       |
|             | 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震    | 全体 | 文部科学省研究開発局ほか(2010) | 150         | 8.5     | 7.64 | 構造探査ベースモデル |
|             |                    | 北側 |                    | 84          | 8.0     | 7.14 |            |
|             |                    | 南側 |                    | 66          | 7.9     | 7.23 |            |
|             | 伊那谷断層帯（主部）の地震      |    | 地震調査委員会(2009)      | 79          | 8.0     | 7.3  | 4ケース       |
|             | 阿寺断層帯（主部南部）の地震     |    | 地震調査委員会(2009)      | 60          | 7.8     | 7.2  | 2ケース       |
|             | 木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 |    | 地震調査委員会(2009)      | 40          | 7.5     | 6.9  | 2ケース       |
| 海溝型地震       | 境峠・神谷断層帯（主部）の地震    |    | 地震調査委員会(2009)      | 47          | 7.6     | 7.0  | 4ケース       |
|             | 想定東海地震             |    | 中央防災会議(2001)       | —           | 8.0     | 8.0  | 1ケース       |
|             | 南海トラフ巨大地震 基本ケース    |    | 内閣府(2012)          | —           | 9.0     | 9.0  | 1ケース       |
|             | 南海トラフ巨大地震 陸側ケース    |    | 内閣府(2012)          | —           | 9.0     | 9.0  | 1ケース       |

（注） 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

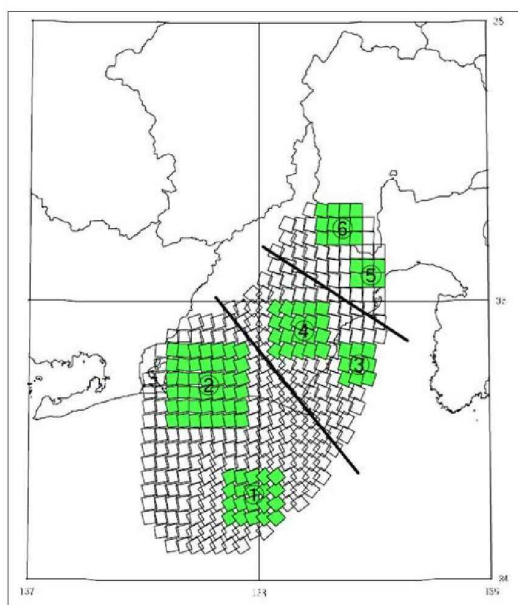
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。

※1 地質調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

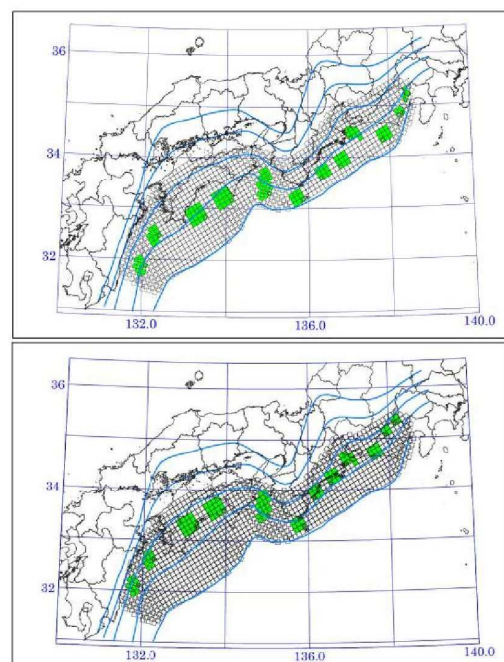


|   |                               |   |                                 |
|---|-------------------------------|---|---------------------------------|
| ■ | 長野県に被害をもたらした歴史地震              | — | 「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002) |
| ● | 1940 年代以降、長野県内で震度 5 以上を記録した地震 | — | 地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置  |
| — | 「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)  | ■ | 長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)         |

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)



(図 1-2) 想定東海地震の断層モデル  
中央防災会議 (2001)



(図 1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル  
内閣府 (2012) (上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表 1－2) 発生が予想される地震に係る見解等

| 種類          | 想定地震名              | 国等の見解・公表                                                                                               | 計測震度等の予測※ 3                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内陸型（活断層型）地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震       | 30年以内の地震発生確率は<br>ほぼ 0 %<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                             | 長野地域や北信地域西部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。                                                                                                                                                    |
|             | 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震    | 30年以内の地震発生確率は<br>ほぼ 0～30%<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                           | (全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。                                                                                                                 |
|             |                    |                                                                                                        | (北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。                                                                                                                                   |
|             |                    |                                                                                                        | (南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。                                                                                                                                              |
|             | 伊那谷断層帯（主部）の地震      | 30年以内の地震発生確率は<br>ほぼ 0 %<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                             | 上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。                                                                                                                                                 |
|             | 阿寺断層帯（主部南部）の地震     | 30年以内の地震発生確率は<br>ほぼ 0 %<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                             | 木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度 6 弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。                                                                                                                                                      |
|             | 木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 | 30年以内の地震発生確率は<br>ほぼ 0 %<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                             | 上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。                                                                                                                                                   |
| 海溝型地震       | 境峠・神谷断層帯（主部）の地震    | 30年以内の地震発生確率は<br>0.02%～13%<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                          | 木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。                                                                                                                                            |
|             | 想定東海地震             | 東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。<br>(中央防災会議) | 飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度 5 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。                                                                                                                       |
|             | 南海トラフ巨大地震          | 30年以内の地震発生確率は<br>70%～80%<br>(地震調査研究推進本部※ 2)                                                            | (基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度 5 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。<br><br>(陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度 6 弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 |

※ 2 R 3. 1 地震調査研究推進本部による。

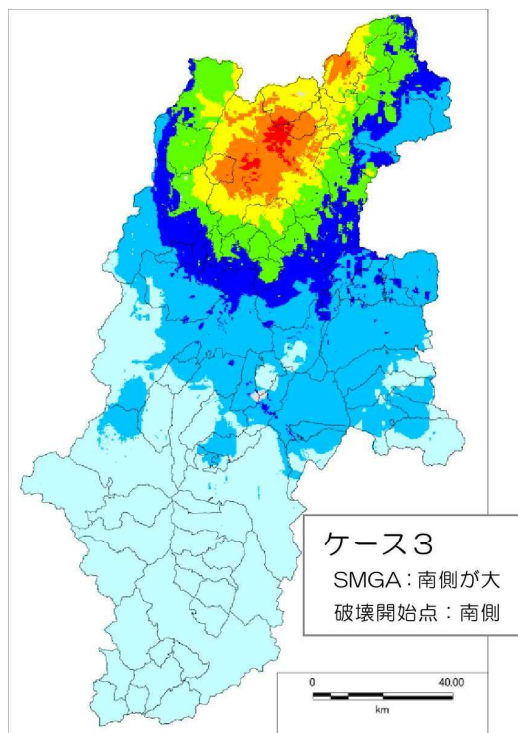
※ 3 H27. 3 第 3 次長野県地震被害想定調査による。

※ 4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

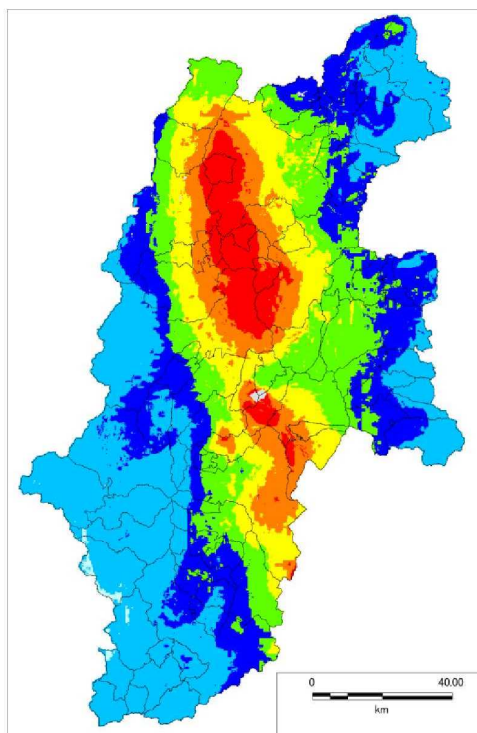
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1－4から図1－13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

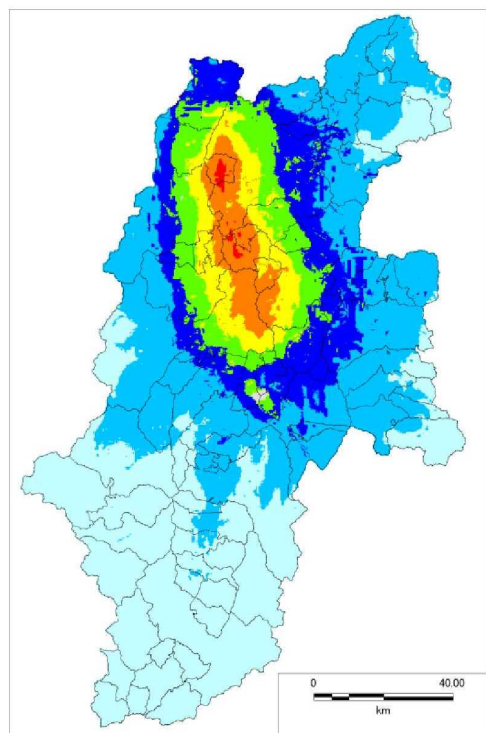
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



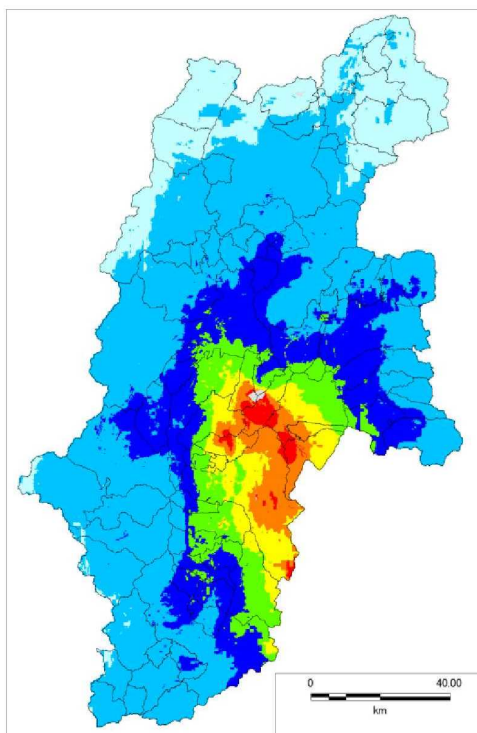
(図1－4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1－5)糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

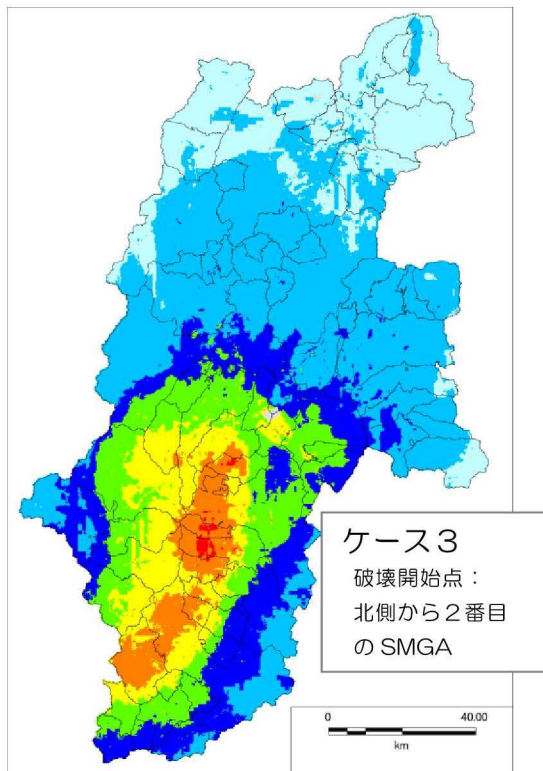


(図1－6)糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

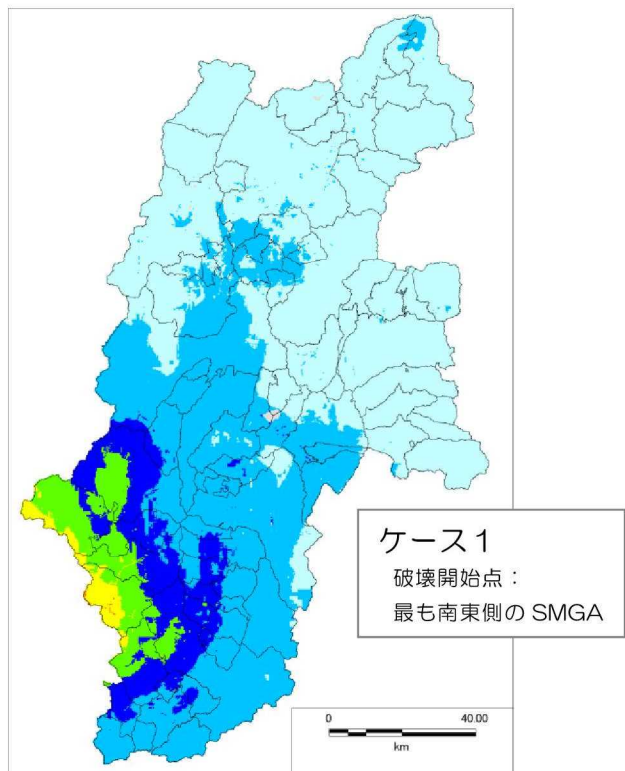


(図1－7)糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

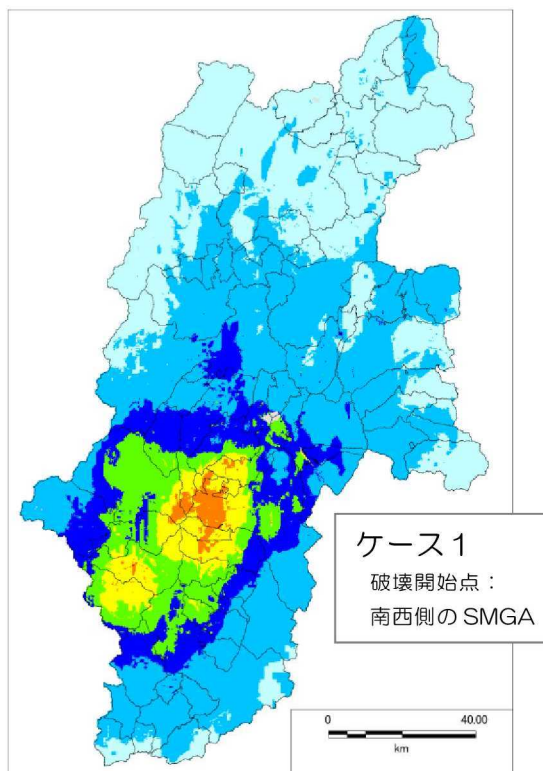




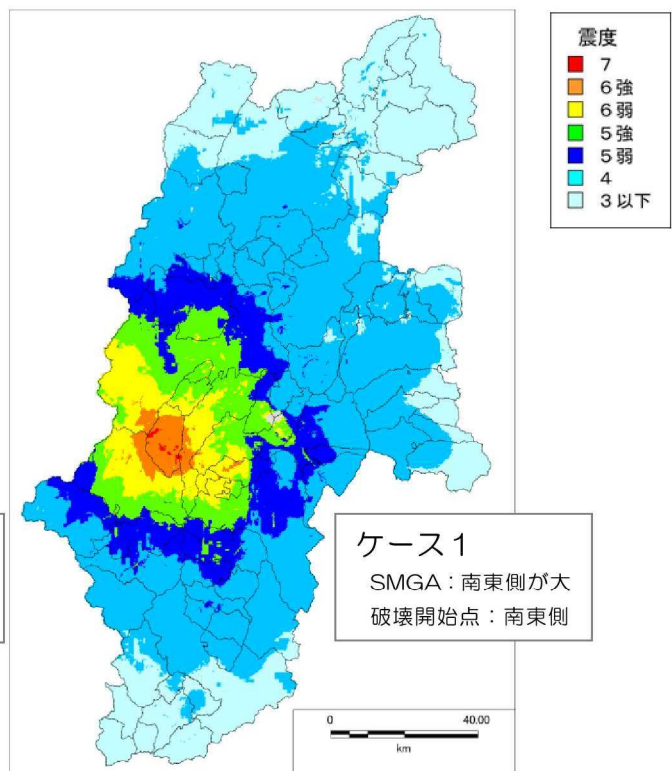
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

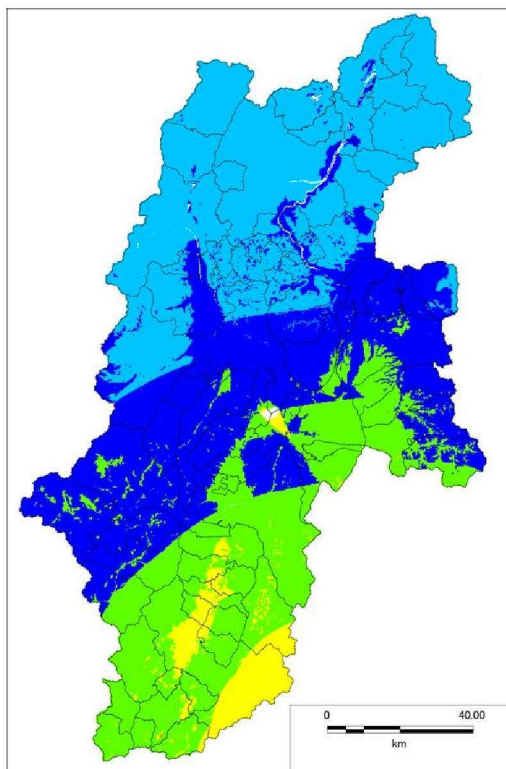


(図1-11)境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

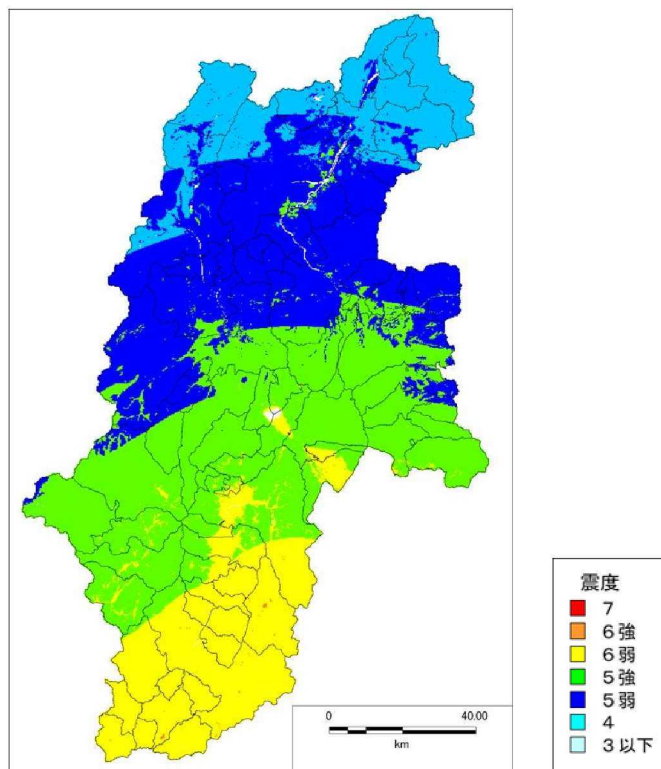


## (2) 海溝型地震における地表震度分布

※6 経験的手法のみを掲載



(図1－12)経験的手法(距離減衰式)  
による想定東海地震の地表震度分布



(図1－13)経験的手法(距離減衰式)  
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1－3及び表1－4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

（表1－3）被害想定（建築物被害）【長野県】

| 種類          | 地震名                |    | 地震ケース等 |      |     | 建築物被害  |         |
|-------------|--------------------|----|--------|------|-----|--------|---------|
|             |                    |    |        |      |     | 全壊・焼失  | 半壊      |
| 内陸型（活断層型）地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震       |    | ケース3   | 冬18時 | 強風時 | 40,960 | 47,370  |
|             | 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震    | 全体 | －      | 冬18時 | 強風時 | 97,940 | 103,450 |
|             |                    | 北側 | －      | 冬18時 | 強風時 | 11,770 | 24,390  |
|             |                    | 南側 | －      | 冬18時 | 強風時 | 31,180 | 33,050  |
|             | 伊那谷断層帯（主部）の地震      |    | ケース3   | 冬18時 | 強風時 | 17,540 | 42,600  |
|             | 阿寺断層帯（主部南部）の地震     |    | ケース1   | 冬18時 | 強風時 | 140    | 700     |
|             | 木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 |    | ケース1   | 冬18時 | 強風時 | 2,700  | 13,080  |
|             | 境峠・神谷断層帯（主部）の地震    |    | ケース1   | 冬18時 | 強風時 | 2,050  | 8,460   |
| 海溝型地震       | 想定東海地震             |    | －      | 冬18時 | 強風時 | 60     | 360     |
|             | 南海トラフ巨大地震 基本ケース    |    | －      | 冬18時 | 強風時 | 190    | 1,470   |
|             | 南海トラフ巨大地震 陸側ケース    |    | －      | 冬18時 | 強風時 | 2,260  | 20,420  |

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表 1－4) 被害想定（人的被害）【長野県】

| 種類          | 地震名                |    | 死者数     | 負傷者数     | 負傷者のうち<br>重傷者数 | 避難所<br>避難者数 |
|-------------|--------------------|----|---------|----------|----------------|-------------|
| 内陸型（活断層型）地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震       |    | 2,250   | 14,370   | 7,410          | 83,880      |
|             |                    |    | (2,110) | (13,790) | (7,230)        |             |
|             | 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震    | 全体 | 5,600   | 34,210   | 17,290         | 183,770     |
|             |                    |    | (5,310) | (33,080) | (16,920)       |             |
|             |                    | 北側 | 710     | 5,270    | 2,780          | 32,540      |
|             |                    |    | (650)   | (5,160)  | (2,730)        |             |
|             |                    | 南側 | 1,950   | 11,610   | 5,700          | 56,030      |
|             |                    |    | (1,870) | (11,310) | (5,600)        |             |
|             | 伊那谷断層帯（主部）の地震      |    | 1,270   | 9,830    | 5,060          | 51,910      |
|             |                    |    | (1,200) | (9,650)  | (4,990)        |             |
|             | 阿寺断層帯（主部南部）の地震     |    | 10      | 230      | 80             | 960         |
|             |                    |    | (10)    | (220)    | (80)           |             |
|             | 木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 |    | 270     | 2,710    | 1,330          | 16,360      |
|             |                    |    | (250)   | (2,660)  | (1,310)        |             |
|             | 境峠・神谷断層帯（主部）の地震    |    | 160     | 1,580    | 770            | 14,260      |
|             |                    |    | (140)   | (1,540)  | (760)          |             |
| 海溝型地震       | 想定東海地震             |    | 10      | 280      | 50             | 1,290       |
|             |                    |    | (10)    | (280)    | (50)           |             |
|             | 南海トラフ巨大地震 基本ケース    |    | 30      | 590      | 140            | 4,140       |
|             |                    |    | (20)    | (580)    | (140)          |             |
|             | 南海トラフ巨大地震 陸側ケース    |    | 150     | 3,700    | 1,800          | 29,840      |
|             |                    |    | (100)   | (3,630)  | (1,760)        |             |

※ 建築物被害が最大となるケールを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

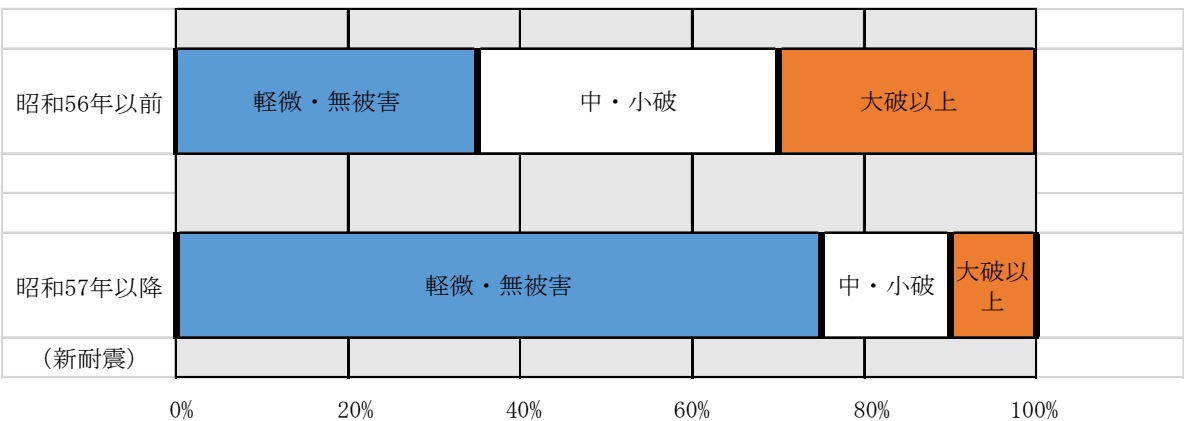
※ （ ）内は建築物倒壊による死者数等。

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

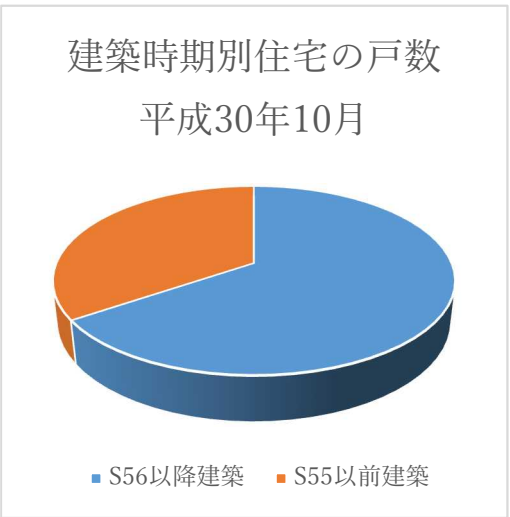


（出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

### (2) 住宅

平成 30 年 10 月現在、村内の住宅総数は、1,680 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、580 戸で全体の 34.5%を占めています（表 1－5）。

（表 1－5）建築時期別住宅戸数 （単位：戸）



|      |             |        |
|------|-------------|--------|
| 住宅総数 |             | H30.10 |
|      |             | 1,680  |
|      | うち昭和55年以前建築 | 580    |
|      |             | 34.5%  |
|      | うち昭和56年以降建築 | 1,100  |
|      |             | 65.5%  |

\*建設事務所管内の住宅耐震化率の推計シートによる

村内の住宅を建方別にみると、全体の約 99.3%を占める戸建ての約 34.8%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合の約 34.5%を占めています。

一方、共同建て住宅は住宅総数の約 0.7%を占めていますが、全て昭和 56 年以降に建築されています（表 1－6）。

（表 1－6）建方別建築時期別住宅数 （単位：戸）



また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 17 年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（現：住宅・建築物耐震改修総合支援事業）を実施してきました。診断を実施した住宅は 81 戸で、そのうち 7 戸で耐震補強を行っています（表 1－7）

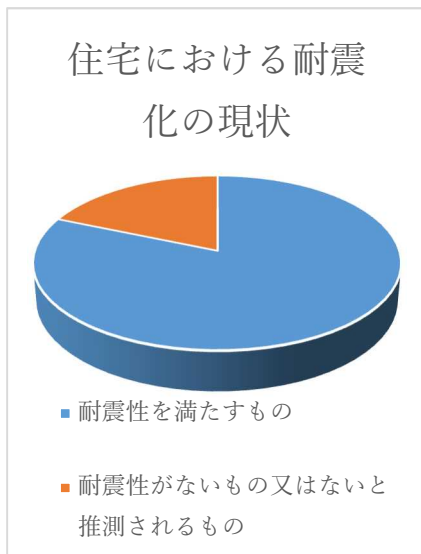
（表 1－7）耐震診断・改修の実績

（単位：戸）

| 区 分 |      | H17～24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|-----|------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 住 宅 | 耐震診断 | 56     | 4   | 4   | 2   | 5   | 4   | 3   | 2  | 1  | 81 |
|     | 耐震補強 | 2      | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 2   | 0  | 0  | 7  |

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 1,367 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状（平成 30 年 10 月時点）で約 81.4%と推計されます（表 1－8）。

(表 1－8) 住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)



|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 住宅総数(a)                       | 1,680 |
| 耐震性を満たすもの(b=d+f+g)            | 1,367 |
| 耐震化率(c=b/a)                   | 81.4% |
| 昭和56年以降に建てられたもの(d)            | 1,100 |
| 昭和55以前に建てられたもの(e)             | 580   |
| 既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f) | 202   |
| 耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの(g)  | 65    |
| 耐震性がないもの又はないと推測されるもの(h)       | 313   |

## (3) 特定既存不適格建築物

## ア 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

村内に多数の者が利用する建築物は8棟あります。

(表 1－9) 多数のものが利用する特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

| 多数の者が利用する特定建築物の区分           | I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物 | II 災害時に避難施設となる建築物 | III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物 | IV 被災時要援護者が利用する建築物       | V その他の建築物           | 合 計    |
|-----------------------------|-----------------------|-------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------|--------|
| 具体的な用途                      | 事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設   | 学校（幼稚園を除く）、体育館    | 病院、診療所                     | 幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設 | ホテル、旅館、工場、共同住宅（賃貸）等 |        |
| 平成30年における棟総数(a)             | 0                     | 7                 | 0                          | 0                        | 1                   | 8      |
| 耐震性を満たすもの(b=d+f)            | —                     | 7                 | —                          | —                        | 1                   | 8      |
| 耐震化率(c=b/a)                 | —                     | 100.0%            | —                          | —                        | 100.0%              | 100.0% |
| 昭和57年以降に建築された棟数(d)          | —                     | 5                 | —                          | —                        | 1                   | 6      |
| 昭和56年以前に建築された棟数(e)          | —                     | 2                 | —                          | —                        | 0                   | 2      |
| 耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f) | —                     | 2                 | —                          | —                        | 0                   | 2      |
| 耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)     | —                     | 0                 | —                          | —                        | 0                   | —      |

## イ 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

法第6条第3項第2号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、1棟あります。この建築物は、耐震改修を実施したことにより、耐震性を有しており建築物の耐震化率は100%となっています。

## 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

長野県の耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（以下、「県計画」という。）において、令和7年における耐震化の目標を「住宅については、耐震化の目標を92%、多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を95%。」としています。本村においても、想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

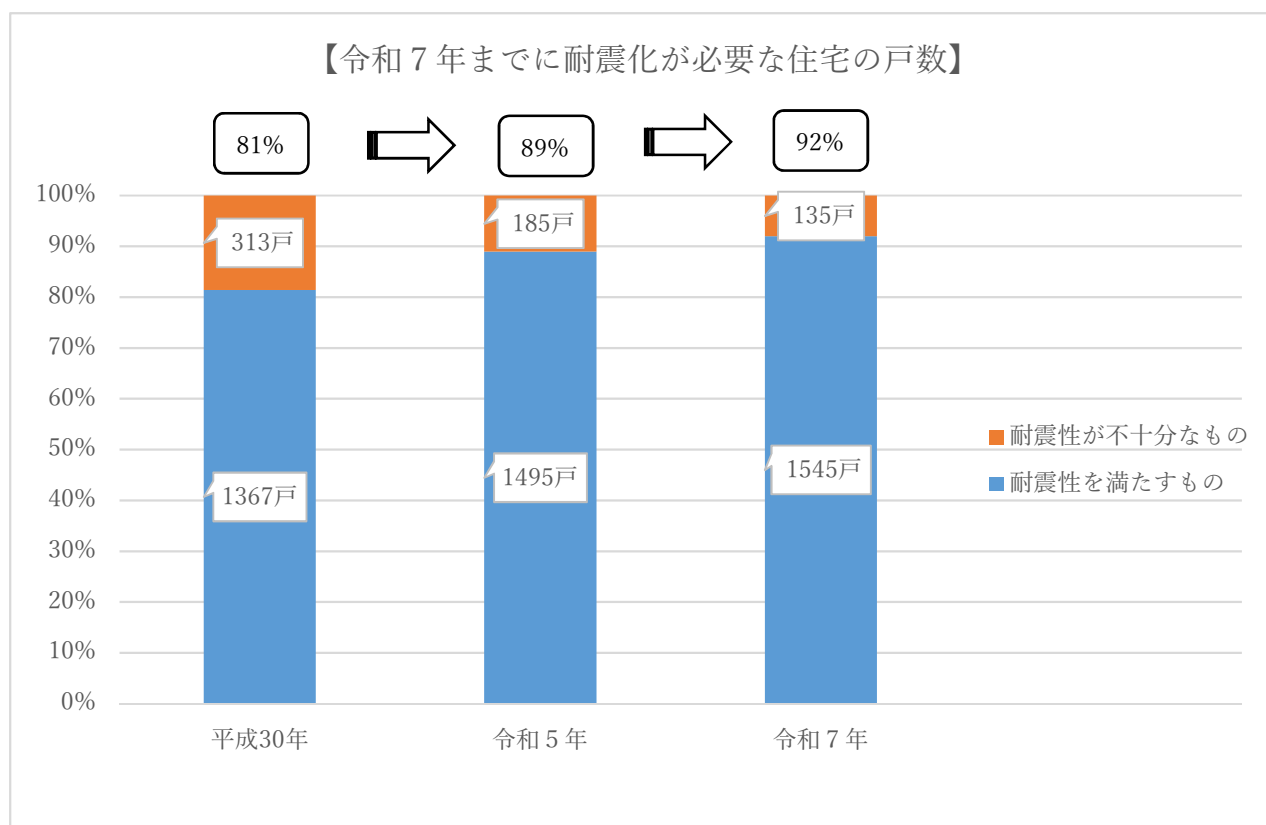
ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を100%とします。

### (1) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

今後7年間（H30年から）においても、建築物の老朽化等に伴う建替や除却（以下「建替え等」という。）、または人口の減少（世帯数は増加）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため建築物全体における耐震化率は向上します。

令和7年時点の目標である92%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数は、178戸になります。



(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な棟数）

令和7年時点での目標である100%を既に達成しており、引き続き同水準を維持します。

#### 4 公共建築物の耐震化の目標

村が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、村有施設にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

##### (1) 村有施設の耐震化の基本方針

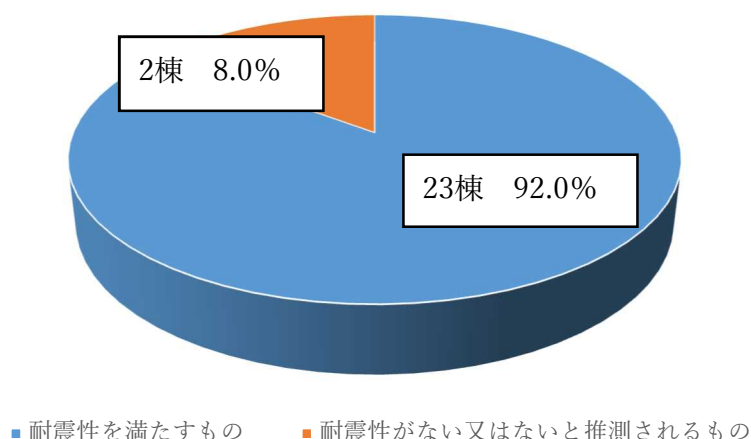
村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めるものとします。

##### (2) 村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等（公営・村営住宅を除く。以下同じ。）は25棟あり、昭和56年以前に建てられたものが9棟（構成比36%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの7棟で、昭和57年以降に建てられた16棟を加えた23棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は92%となります。

村有施設の令和7年における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において100%とします。

【村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状R2】



(表 1－10) 村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

(単位：棟)

| 建築物の分類                                 | 本庁舎、支所<br>庁舎、消防署<br>等 | 小中学校、体<br>育館 | 病院、診療所 | 社会福祉施設<br>等 | 左記以外の用<br>途 | 合 計   |
|----------------------------------------|-----------------------|--------------|--------|-------------|-------------|-------|
| 総棟数(a=d+e)                             | 3                     | 11           | 2      | 2           | 7           | 25    |
| 平成30年における棟<br>総数(a)                    | 3                     | 11           | 2      | 2           | 7           | 25    |
| 耐震性があると判<br>断されるもの<br>(b=d+f)          | 3                     | 11           | 2      | 2           | 5           | 23    |
| 耐震化率(c=b/a)                            | 100.0%                | 100.0%       | 100.0% | 100.0%      | 71.4%       | 92.0% |
| 昭和57年以降に建<br>築された棟数(d)                 | —                     | 8            | 2      | 2           | 4           | 16    |
| 昭和56年以前に建<br>築された棟数(e)                 | 3                     | 3            | —      | —           | 3           | 9     |
| 耐震性を有する<br>もの又はするも<br>のと推測される<br>もの(f) | 3                     | 3            | —      | —           | 1           | 7     |
| 耐震化が必要な<br>もの(g)                       | —                     | —            | —      | —           | 2           | 2     |

## (3) 耐震化を推進するための整備計画等の策定

施設の耐震性能及び老朽度を勘案し、建替えや用途廃止の可能性も視野に入れながら緊急性・優先度の高いものから、順次耐震診断・耐震化を行います。

村有施設の耐震化を迅速かつ効率的に推進するため、基本方針に沿って、下記内容により施設ごとに「耐震診断や耐震改修計画」等を別途策定します。計画では、個別の建築物の耐震化の時期をできるかぎり明示するものとします。

## ア 耐震診断について

用途廃止の検討又は耐震診断を令和7年度までに完了させることとします。

## イ 耐震改修について

令和7年度までに改修を完了させることとします。

## (4) 公営（村営）住宅の耐震化の現状及び目標

公営（村営）住宅は、130戸、46棟を管理しています（令和3年3月末時点）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは、43戸、11棟、既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるものが40戸、10棟です。この耐震性を満たす棟と昭和57年以降に建築された87戸、35棟をあわせると127戸、45棟で、現在の耐震化率は97.8%（棟）となります。

公営住宅の中には老朽化が進んでいるものもあり、計画的な建替えや用途廃止による除却なども行っていくなかで、令和7年度における公営（村営）住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。ただし、村の財政状況等により変化する場合があります。

(5) 耐震診断結果の公表等

村有施設については、その耐震化状況を村のホームページ等で公表することとします。

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

#### (1) 耐震化のための役割分担（図2－1）

##### ア 住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、村内においては大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

##### イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあつては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

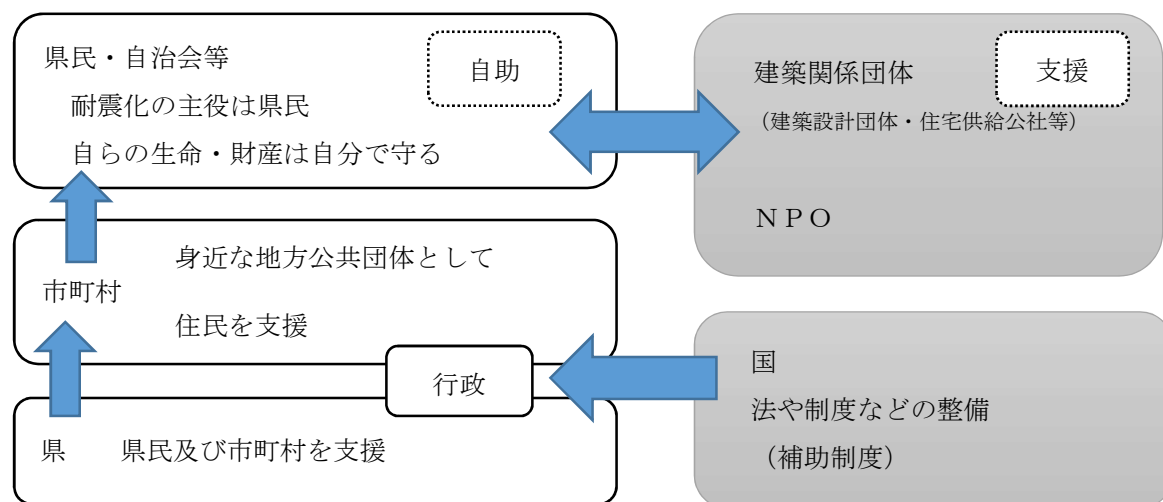
##### ウ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実情に応じて所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

##### エ 県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図2－1）耐震化の推進のための役割分担



## 2 住宅等の耐震性に関する県民の意識

平成 27 年 12 月実施 「住まいに関する県民アンケート」

調査対象 長野県内に住む満 20 歳以上の男女個人

調査対象者数 2,000 人

抽出方法 層化 2 段無作為抽出法

調査方法 郵送

調査時点 平成 27 年 12 月 8 日～平成 27 年 12 月 22 日

調査地点 19 市 23 町 35 村の計 200 地点（1 地区各 10 人）

平成 27 年 12 月に県が実施した「住まいに関する県民アンケート」の結果によると、住宅の地震に対する安全性（耐震性）についてどう考えているかを聞いたところ、「耐震性はある（または、あると思う）」が 39.1%と最も多くなりました。また、「耐震性は不足している（または、不足していると思う）」が 29.3%となりました（表 2－1）。

（表 2－1）県民アンケートの結果（住宅の地震に対する安全性（耐震性））

|                             | 回答数  | 割 合   |
|-----------------------------|------|-------|
| 1 耐震性はある（または、あると思う）         | 386人 | 39.1% |
| 2 耐震性は不足している（または、不足していると思う） | 289人 | 29.3% |
| 3 関心はあるが、耐震性があるかどうか分からない    | 273人 | 27.7% |
| 4 特に関心がない                   | 15人  | 1.5%  |
| 5 その他                       | 5人   | 0.5%  |
| 無回答                         | 18人  | 1.8%  |

耐震性が不足していると分かった場合の対策について尋ねたところ、「特に住宅の補強はしないが、本棚、家具などの転倒防止対策は行いたい」が 31.5%と最も高くなりました。次いで「倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい。」が 28.0%となっています（表 2－2）。

（表 2－2）県民アンケートの結果（耐震性の対策）

|                                                       | 回答数  | 割 合   |
|-------------------------------------------------------|------|-------|
| 1 全く壊れないように住宅を補強したい                                   | 168人 | 17.0% |
| 2 倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい                               | 276人 | 28.0% |
| 3 特に住宅の補強はしないが耐震シェルター（耐震ベッド）を設置することで少なくとも就寝時の安全は確保したい | 26人  | 2.6%  |
| 4 特に住宅の補強はしないが本棚・家具などの転倒防止対策は行いたい                     | 311人 | 31.5% |
| 5 現在の住宅の対策をとるのではなく建替えや別の住宅への住替えをしたい                   | 75人  | 7.6%  |
| 6 特に対策をとらない                                           | 96人  | 9.7%  |
| 7 その他                                                 | 17人  | 1.7%  |
| 無回答                                                   | 17人  | 1.7%  |

耐震性の対策で、3～6を選んだ方に理由を尋ねたところ、「資金に余裕がないから」が52.4%と最も多く、次いで「住宅の後継者がおらず、お金をかける気がないから」10.2%、借家だから。」10.2%と続いています（表2－3）。

（表2－3）県民アンケートの結果（補強しない理由）

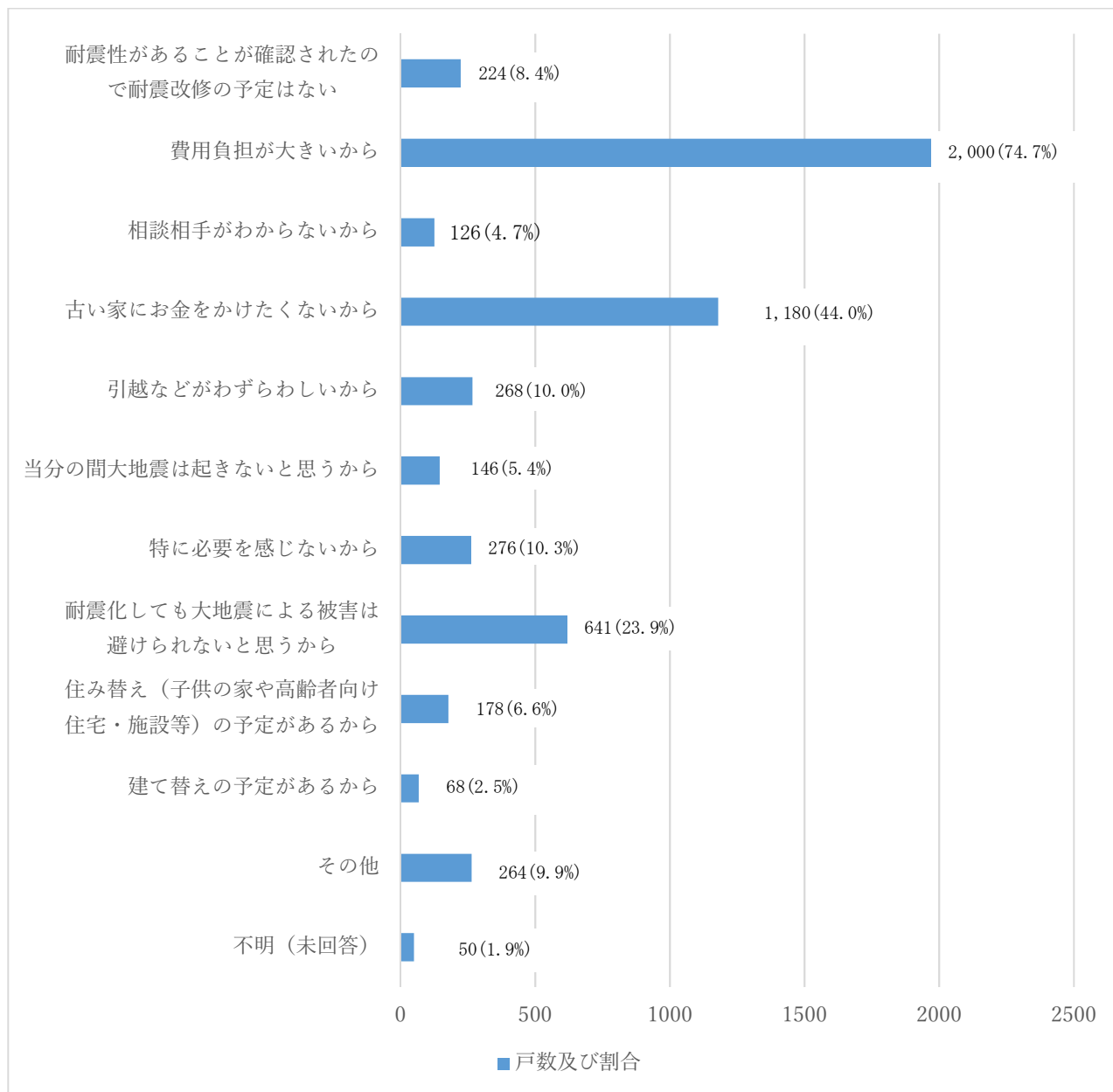
|                           | 回答者数 | 割合    |
|---------------------------|------|-------|
| 1 資金に余裕がないから              | 266人 | 52.4% |
| 2 どの業者に依頼すればよいかわからないから    | 3人   | 0.6%  |
| 3 居住性や使い勝手が悪くなりそうだから      | 13人  | 2.6%  |
| 4 住み続けながらの工事は大変そうだから      | 41人  | 8.1%  |
| 5 自分が住んでいる間には大地震は来ないと思うから | 18人  | 3.5%  |
| 6 住宅の後継者がおらずお金をかける気がないから  | 52人  | 10.2% |
| 7 借家だから                   | 52人  | 10.2% |
| 8 その他                     | 29人  | 5.7%  |
| 無回答                       | 34人  | 6.7%  |

以上のアンケート結果から、県民意識として次のことがわかります。

- (1) 約3割の方が住宅の耐震性が不足していると感じています。
- (2) 住宅の補強はしないが、本棚、家具などの転倒防止対策は行いたいと考えている方が最も多く、次いで、倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したいと考えている方となっています。
- (3) 耐震補強を行わない理由として、資金的な理由により実施できない方が最も多く、次いで、後継者がいないためお金をかける気がないからとなっています。

また、国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」（令和元年10～11月実施）結果によると、耐震化に要する費用負担が大きいこと、耐震化の必要性に関する認識不足などの課題に対応することが求められています（表2-4）。

（表2-4）耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由（旧耐震基準で建てられた住宅に限る）



これらの結果から、耐震診断や耐震改修を促進するためには、村民が安心して改修を行うことができる体制の整備を引き続き行っていく必要があります。

### 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

#### (1) 住宅に関する支援

##### ア 補助事業等の実施

村においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成 17 年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和 56 年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます（表 2－5）。

（表 2－5）事業の概要（令和 2 年度現在）

| 区 分         | 耐震診断                            |                                              | 耐震改修<br>(現地建替含む)                             |
|-------------|---------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 対象建築物       | 昭和56年以前の住宅                      |                                              | 昭和56年以前の住宅                                   |
|             | 木造戸建                            | 木造戸建以外                                       |                                              |
| 助成内容        | 市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成       | 耐震診断に要する経費に助成                                | 耐震改修工事に要する経費に助成                              |
| 補 助<br>対象経費 | 6.5 万円／戸                        | 13.6 万円／戸                                    | 改修工事の 8 割<br>(補助限度額100万円／戸)                  |
| 補 助 率       | 国 : 1／2<br>県 : 1／4<br>市町村 : 1／4 | 国 : 1／3<br>県 : 1／6<br>市町村 : 1／6<br>所有者 : 1／3 | 国 : 40%<br>県 : 20%<br>市町村 : 20%<br>所有者 : 20% |

##### イ アクションプログラムの策定による取組強化

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「中川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）を令和 3 年度に改訂し、耐震診断を実施していない住宅所有者等を対象とした啓発に係る取組を強化します。

##### ウ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、県は新たに開発された耐震補強工法（耐震金物）等に関し、「長野県建築物構造専門委員会」による評価を実施しています（表 2－6）。

（表 2－6）

|                                      |                                             |
|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等（R2.4.1現在） | （一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法            |
|                                      | 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法 |
|                                      | その他の耐震補強工法等 3 件                             |

## エ 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけではなく、旧耐震基準の住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

### (2) 多数の者が利用する建築物等に関する支援

多数の者が利用する特定建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震診断等に対する支援制度の検討など、県と連携を図りながら耐震化促進に取り組みます。

### (3) 避難施設に関する支援

地震時に避難施設となる建築物の耐震化に対し支援していきます（表 2－7）。

また、国庫補助事業等（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して、災害時の避難所として村の地域防災計画で指定された施設に対する支援策について、今後、県と協議を進めます。

（表 2－7）事業の概要（令和 2 年度現在）

| 区 分         | 耐震診断                                                | 耐震改修（補強）                                          |
|-------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 対象建築物       | 昭和56年以前の避難施設                                        | 昭和56年以前の避難施設                                      |
| 助成内容        | 市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成                           | 耐震改修工事に要する経費に助成                                   |
| 補 助<br>対象経費 | 1 千円／㎡                                              | 改修工事に要する費用の 3 分の 2<br>限度額（8 0 万円）                 |
| 補助率         | 国       ： 1 ／ 3<br>県       ： 1 ／ 3<br>市町村   ： 1 ／ 3 | 国       ： 1 ／ 3<br>市町村   ： 1 ／ 3<br>所有者   ： 1 ／ 3 |

## 4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に関する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

### (1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報誌の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや戸別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民

に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

法を所管する行政庁の建築担当課に加え、村に設けている「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に対応していきます。

5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転落防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。

避難路沿いにある危険ブロック塀等について、関係機関と連携し、重点的に事業を進めると共に、合わせて、村内全域の危険ブロック塀等も撤去を進めます。

※注 避難路とは、中川村地域防災計画に定める「緊急輸送道路」、「住宅や事業所から指定緊急避難場所又は指定避難所へと至る道の内、道路法及び建築基準法上の道路」、「自治会等で独自に指定する一時的な避難場所への避難経路」、「各学校が、児童や生徒等の通学等の際の安全の確保と、教育的環境維持のため指定している道路」をいう。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策を図ります。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合いおもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P 波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合いおもりの脱落防止などの対策を講じるよう、県、所有者・保守点検業者及び関係部局と連携して進めます。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第 6 条第 3 項第 2 号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「中川村地域防災計画」に定められた緊急輸送路（県管理・村管理）を指定し、その沿道建築物の耐震化を推進することとします。

7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業等を活用し、安全な住宅への建替えや移転による耐震化を推進します（表 2－8）。

（表 2－8）事業の概要

| 区 分                      |                   | 【事業名】概要                                | 補助率 |     |     |
|--------------------------|-------------------|----------------------------------------|-----|-----|-----|
|                          |                   |                                        | 国   | 県   | 市町村 |
| 危険住宅の移転等除却、新築・移転先の土地の購入等 | 除却補助<br>・<br>利子補給 | 【災害危険住宅対策事業】<br>危険住宅を除却し、安全な住宅の建て替えの促進 | 1／2 | 1／4 | 1／4 |

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

#### 1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県と連携し地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより効果的であることから、耐震診断未実施の住宅所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断支援をした住宅所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの掲示、改修費用の目安の掲示等を合わせて行うことを推進します。

#### 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業や改修事例等を含めた各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します。

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事、空き家対策と連携した空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

#### 5 自治会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、啓発や必要な支援を行います。

## 6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120㎡が適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

### 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁（伊那建設事務所）と連携して対応します（表4-1）。

#### 【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- (2) 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- (3) 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

（表4-1）

| 区 分 | 努力義務                             | 指導及び助言                     | 指 示                        | 公 表                              |
|-----|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 法   | 特定既存耐震不適格建築物<br>（法第14条、法第15条第1項） | 特定既存耐震不適格建築物<br>（法第15条第2項） | 特定既存耐震不適格建築物<br>（法第15条第2項） | 指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合 |
|     | 一定の既存耐震不適格建築物<br>（法第16条第1項、第2項）  | —                          | —                          | —                                |

### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する所管行政庁との連携

- (1) 県計画において、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）と連携して対応します。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

### 2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について適宜見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

| 用 途                                                      | 規 模<br>(指導・助言対象)  | 参 考<br>(指示対象)     |
|----------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 幼稚園、保育所                                                  | 階数 2 以上かつ500㎡以上   | 階数 2 以上かつ750㎡以上   |
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程<br>若しくは特別支援学校                        | 階数 2 以上かつ1,000㎡以上 | 階数 2 以上かつ1,500㎡以上 |
| 学校（上記学校を除く。）                                             | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |                   |
| 老人ホーム、老人短期入所施設<br>福祉ホームその他これらに類するもの                      | 階数 2 以上かつ1,000㎡以上 | 階数 2 以上かつ2,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者<br>福祉センターその他これらに類するもの              |                   |                   |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの）                                       | 階数 1 以上かつ1,000㎡以上 | 階数 1 以上かつ2,000㎡以上 |
| 病院、診療所                                                   | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 | 階数 3 以上かつ2,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ<br>らに類する運動施設                       |                   |                   |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場                                          |                   |                   |
| 集会所、公会堂                                                  |                   |                   |
| 展示場                                                      |                   |                   |
| 卸売市場                                                     |                   |                   |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む<br>店舗                              |                   | 階数 3 以上かつ2,000㎡以上 |
| ホテル又は旅館                                                  |                   |                   |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下<br>宿                               |                   |                   |
| 事務所                                                      |                   |                   |
| 博物館、美術館又は図書館                                             |                   | 階数 3 以上かつ2,000㎡以上 |
| 遊技場                                                      |                   |                   |
| 公衆浴場                                                     |                   |                   |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、<br>ダンスホールその他これらに類するもの              |                   |                   |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに<br>類するサービス業を営む店舗                   |                   |                   |
| 工場                                                       |                   |                   |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場<br>を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用<br>に供するもの |                   | 階数 3 以上かつ2,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又<br>は駐車のための施設                       |                   |                   |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必<br>要な建築物                           |                   |                   |

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

| 用 途                                              | 規 模                                      |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校                    | 階数 2 以上かつ3,000㎡以上<br>※屋内運動場の面積を含む        |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの）                               | 階数 1 以上かつ5,000㎡以上                        |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                   | 階数 3 以上かつ5,000㎡以上                        |
| 病院、診療所                                           |                                          |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場                                  |                                          |
| 集会所、公会堂                                          |                                          |
| 展示場                                              |                                          |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗                          | 階数 3 以上かつ5,000㎡以上                        |
| ホテル又は旅館                                          |                                          |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                 | 階数 2 以上かつ5,000㎡以上                        |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの          |                                          |
| 幼稚園、保育所                                          | 階数 2 以上かつ1,500㎡以上                        |
| 博物館、美術館又は図書館                                     | 階数 3 以上かつ5,000㎡以上                        |
| 遊技場                                              |                                          |
| 公衆浴場                                             |                                          |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの          |                                          |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗               |                                          |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの | 階数 3 以上かつ5,000㎡以上                        |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                   |                                          |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                       |                                          |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                           | 階数 1 以上かつ5,000㎡以上<br>敷地境界から一定距離以内に存する建築物 |
|                                                  |                                          |

緊急輸送道路

〔緊急輸送路線〕

| 路 線 名        | 緊急輸送路確保区間          | 延 長      |
|--------------|--------------------|----------|
| 国道 1 5 3 号   | 飯島町中川村境～松川町中川村境    | 6, 250m  |
| 主要地方道伊那生田飯田線 | 飯島町中川村境～松川町中川村境    | 8, 000m  |
| 一般県道大草坂戸線    | 全線                 | 500m     |
| 一般県道北林飯島線    | 三共（北林）～横前町村境       | 4, 500m  |
| 村道北山方飯沼線     | 北組交差点～美里会館         | 2, 000m  |
| 村道沖田牧ヶ原線     | 全線                 | 2, 250m  |
| 村道大草桑原線      | 沖田牧ヶ原線終点～小渋ダム入口    | 7, 000m  |
| 村道中村高遠原線     | 沖田牧ヶ原線起点～上前沢町村境    | 2, 800m  |
| 村道大草中央線      | 全線                 | 3, 100m  |
| 村道鹿養大平線      | 南陽（鹿養）交差点～葛北柳沢線交差点 | 800m     |
| 合 計          |                    | 37, 200m |
|              |                    |          |